

不染斎俊恕書状（根城八戸家宛）の年代比定

熊 谷 隆 次

はじめに

豊臣政権期における北奥の領主南部氏（当主南部信直）については、

天正十八年（一五九〇）八月に施行された奥羽仕置以降、具体的になる。その理由は、当該期の主要史料である南部信直発給文書の現存点数一四〇通のうち一二五通が、天正十八年から信直の没年である慶長四年（一五九九）十月までのものであるということ、換言すれば天正十七年以前の書状は五通しか確認できないということに言い尽くされている。^①

こうした制約された史料的環境のなか、戦国末期・豊臣政権期における南部氏研究の飛躍的発展を可能にする史料が、不染斎俊恕の書状である。俊恕書状は、中世から近世初頭にかけて糠部郡八戸を治めていた根城主八戸家（根城南部家・遠野南部家とも称される）の家伝文書で、現当主南部光徹氏の所蔵になる。同氏所蔵の中世・近世初期の文書は、明治二十二年（一八八九）に東京帝國大学史料編纂掛により調査・史料採訪が行われ、昭和十四年（一九三九）に鷲尾順敬『南部家文書』（吉野朝史蹟調査会）が刊行されて以来、広く世に知られるようになった。^②しかし、俊恕書状はこれらの調査・史料採訪から外れ、岩手県教育委員

会編『岩手県中世文書』編纂の過程で行われた昭和三十四年の南部家文書調査の際に発見され、『岩手県中世文書』（中巻、国書刊行会、一九六三年）において初めて翻刻された。^③

しかし、同書において俊恕書状とされた三十八通のなかには、同一書状の重複掲載一通、前信濃守孝安書状一通、南部家家臣東政勝書状一通、南部晴政書状一通、と俊恕書状でないものを四通も含めるという誤認がみられる。また、初めての翻刻ということで、年代比定を行う段階には到達していなかった。

その後、俊恕書状を三十四通と定め、その年代比定に初めて取り組んだのが『青森県史』（中世1、一〇〇四年）である。本書の刊行により、歴史学だけでなく、国文学の分野においても近年注目すべき成果が生まれている。^④また、同書を参考に『新編八戸市史』（中世資料編、二〇一四年）でも年代比定が試みられた。しかし、『青森県史』（中世1）・『新編八戸市史』（中世資料編）ともに、ほとんどの書状について明確な年代比定を避け、推定にとどめている。

俊恕は、南部領糠部郡三戸の目時村（現青森県三戸町大字目時）に居住し、南部信直およびその一族（南氏・北氏・東氏）と文化的な交流を持

ちながら、根城の「八戸次郎」に教養を与えていた文人である。⁽¹⁰⁾俊恕書状は、戦国末期・豊臣政権期において、南部氏関係の一個人が発給した書状の現存点数としては、南部信直に次ぐものであり、年代比定の成否が当該期の南部氏研究の進展を大きく左右する。本稿の目的は、この俊恕書状全三十四通の年代比定にあり、これを六期に区分して行いたい。⁽¹¹⁾

一 天正十六年十二月～同十七年六月の書状

本章では、No.1～10の十通の書状の年代比定を行う。なお、俊恕書状の年代比定を行うための手がかりは、各書状に重複して記される文章やキーワードであり、本章では「煩」「宗加」、および「若者共」の「陣立（陣参）」の三つである（以下、主な重複文・キーワードはゴシック体で示した。また、本論中のNo.は【表】のNo.に照応する）⁽¹²⁾。

臘月（十二月）二十六日付の八戸次郎宛No.1には、「某ハ煩申候」⁽¹³⁾と記されている。俊恕は九月から長い「煩」のため根城の次郎を訪問することができず、約三ヶ月後の十二月十日になつてようやく筆を執り、書状を認めるまでに快復した。「春ハ早々可參候」と、翌春の根城訪問を伝達している。

No.1・No.2には、もう一つ重要なキーワード「宗加」が記されている。宗加は、京都の連歌師里村紹巴に連歌の句の評を依頼し、また根城に到着したことを「宗加被罷下候」（後述No.8）と表現されているため、紹巴に師事する京都下りの連歌師と考えられる。⁽¹⁴⁾No.1に「宗加之便、御座候つる哉、無御心元候」、No.2に「宗加之を（訪）れ候つる哉、此方へ何共便御座なく候」とあるとおり、宗加からの音信は十二月二十六日頃に八戸次郎のもとへ到来する予定であった。

三月十七日付の八戸次郎宛No.3は、「祝儀末広（本）令進獻候」「殊更珍敷海藻・御肴被下候」「何様（而）參候（而）、旧冬以来之御礼可申上候」とあり、俊恕は「旧冬」以来、八戸次郎のもとを訪問できなかつた。

三月十七日付の一右衛門宛No.4は、No.3と同日付で、「祝儀計（ニ）扇子」⁽¹⁵⁾

今日初（而）筆を取候が、No.1の前掲文とほぼ全く同じ内容・文言である。

また、十六世紀初頭から元和五年（一六一九）の間に閏十二月はないため、「極月」は十二月で、No.1と同日付となる。以上の理由から、本書状はNo.1と同日付の関連文書である。宛所については、欠損しているものの、「次郎殿様より長々預御到来候」と記しているため、八戸次郎宛の「次郎殿様より長々預御到来候」と記しているため、八戸次郎宛でないことは確実である。また、「御次之時分、御披露所仰候」の披露文言を付しているため、次郎宛の直札No.1の脇付に記された「近習」宛の披露状と判断される（この「近習」は、後述する一右衛門と推定される）。なお、「我々ハ九月より煩候」と記すとおり、俊恕は九月からの長い「煩」のため根城の次郎を訪問することができず、約三ヶ月後の十二月十日になつてようやく筆を執り、書状を認めるまでに快復した。「春ハ早々可參候」と、翌春の根城訪問を伝達している。

令進入候」「殊_ニ珍敷海藻・御肴沢山_ニ被下候」「何様_ニ參候_而、可申上候」がNo.3とほぼ同文であるため、No.3の関連文書である。また、No.3には、披露文言の「此等之趣御披露」と脇付「御近習中御返事」が付されるとともに、その内容をNo.4が詳細に補足していることから、No.3は次郎宛の直札で、No.4は次郎の「近習_而」である「右衛門を宛所とする披露状と判断される。なお、根城で開催されていた連歌会（「細々御会」）や「連歌打忘申候」の一文が、No.2の「細々御会」「連歌打忘申候」と同じ文言であるため、No.3・No.4とともにNo.1・No.2の関連文書である。

No.4は、文頭で「如仰改年之御吉兆、千々万々御目出度候」と、初めて年明けの吉兆を賀していいるため、臘月二十六日付のNo.1から約三ヶ月後に発せられたもので、「我々去年煩申候以後、一會も合申さず候キ」とあるように、俊恕は「去年」以来の「煩」により、いまだ根城を訪問できずにいた。

卯月（四月）二十一日付の八戸次郎宛No.5は、「春中宗加之便宜、被聞召候哉」と、春中に宗加之便宣、被召候哉」と記すNo.1と一連のものである。「宗加之便、御座候つる哉」と記すNo.1と一連のものである。「去月_(三月)ハ長々預御音問」の「御音問」とは、三月十七日付のNo.3に記される「長々預御音信」の「御音信」とみられるため、約一カ月ぶりの書状到来であった。なお、「脚氣心血地煩候_而、（中略）不參申候」と記しており、俊恕は十二月に一度快復した「煩」が再発し、根城不參は続いていた。

卯月二十一日付の一右衛門宛No.6は、No.5と同日付であること、また「春中_ニ可參覺悟_ニ候處_ニ、脚氣心血地煩候て、不參候」と、No.5と全く

同じ文言で「煩」の再発と根城不參を記しているため、次郎宛の直札No.5に副えられた披露状である。また、「久々御連歌とも不承候、我々か事ハ煩ゆ_ヘ、連歌打忘申候」が、No.1の「久々御連歌不承候」およびNo.2の「煩候_而、連歌打忘申候」とほぼ同じ文言であることも、No.1以下と一連の史料であることを確実にしている。

五月十二日付の八戸次郎宛No.7は、「煩申候条、令遲延候」と、「煩」による根城不參のことを記しているため、No.1以下と一連のものである。なお、No.5の卯月二十一日時点では俊恕は、宗加からの書状の到来を確認できないでいたが、No.7では「宗加被參候由承候」「宗加致參会事、身_ニ餘計候」と、宗加の根城到着の情報が届いていた。「一両日_ニ少減_ニ罷成候」とあるとおり、病状が快復に向かつた俊恕は、前日の五月十一日に三戸へ出向き（「三戸へ昨日罷出候」）、日帰りしたその日にこの情報を入手している。宗加の根城下着は、五月上旬であろう。

五月十四日付の八戸次郎宛No.8によれば、「宗加被罷下候」「此間御連哥御座候哉、定_而宗加之発句可被申候、承度存候」とあり、宗加が根城に下着したという確実な情報が俊恕のもとに伝えられていた。No.7の二日後の書状である。なお、「此一両日之間_ニ少能罷成候、此併能候者、可參候」と、病状の快復により根城訪問が近いことを伝えている。

六月一日付のNo.9は、宛所を欠いているが、「此等之趣御披露」の披露文言から、八戸次郎宛である。本文に「宗加_ヘ之御書中にも、委御言伝承候」「宗加三戸へ延慮_ニ候」と宗加のこと記しており、これもNo.1以下と一連のものである。

このNo.9と関連するものが、信直の家臣南慶儀（五戸浅水城主）の書

状二通である。一通は、水無月一日付・八戸次郎宛書状（A）⁽¹⁷⁾で、「此方へ宗加就入来、大泉坊被罷越キ、致一会候」⁽¹⁸⁾「二郎殿致参会、一会仕候」と記されている。もう一通は、六月六日付・八戸政栄宛書状（B）⁽¹⁹⁾で、「七戸へ鍛炮御合力之由承候而、可然存候」「此さかひ不調候てハ、津軽之儀、於末代あひすたるへく候哉、（中略）宗加此方ニ逗留申され候」と記されている。Aは、No.9と同日付であること、「大泉坊被罷越キ」がNo.9の「大泉坊・一右衛門殿帰路不存候キ」との関連性を示すこと、そしてA・Bとも「宗加」のことを記していること、以上の理由から、AとNo.9は同日に八戸次郎へ発せられ、Bはその五日後に八戸政栄へ発せられた書状であるとみて間違いない。

なお、Aの「此方へ宗加就入来、大泉坊被罷越キ、致一会候」、またBの「宗加此方ニ逗留申され候」の一文は、根城下着の五月上旬頃から同下旬頃まで約一ヶ月ほど根城に滞在した宗加が、六月一日には南慶儀の居城浅水城に移り、六月六日まで同所において連歌会を開いていたことを示している。これを前提に、No.9の「宗加へ之御書中にも、委御言伝承候、過分之至候」の一文を読み解くと、「御言伝」を承つて「過分」と思った主体は宗加ではなく、No.9の発給者、つまり俊恕自身であったことがわかる。俊恕は、六月一日前後に宗加を招いて開催された浅水城での連歌会に参会していた。

六月十七日付の八戸次郎宛No.10は、「春中より可申上と存候処、世上種々紛敷候間、乍存知令延慮、今訖過行候」と、これも春以来の根城不參を記している。その理由については、「世上種々紛敷候」としているが、この「紛敷候」は、後に続く「今月中ニと存候へハ、二郎殿御陣立

之御供、若者申候間、彼是相紛候而、無其儀候」の一文に記される次郎の「陣立」およびこれへの「若者」の従軍と関連する。「相紛候」事柄とは、領内の「陣」（戦争）のことと判断され、No.4の「若者共陣立仕候キ、相紛候而延慮申候」、No.7の「若者共陣参申候付而、無透候」、No.8の「若者共就陣参、無透候而延引候」と関連することは明らかであるため、本書はNo.1以下と一連のものである。花押は本書状以後、A型からB型に切り替えられている。

なお、右のNo.10には、宗加のことが一切記されていない。後述するように、No.10と同年の七月十九日～十月九日付のNo.11～17の書状にも、宗加のことが全く記されていない。六月一日付のNo.9には、「天氣悪候キ、宗加三戸へ延慮候、明日之間ニ可被参候キ」と、宗加は翌二日に「三戸」へ出立予定であった。宗加は、六月二日頃に浅水城を去り、初冬の十月上旬までの約半年間、「三戸」に滞在していたため、八戸次郎宛の書状に宗加のことが記されなかつた可能性がある。

以上、No.1～10がすべて一連のもので、十二月から翌年六月までの約六ヵ月間のものであることを確認した。

それでは、年代は何年であろうか。次章で明らかにするが、「八戸次郎」とは、根城城主八戸政栄の嫡子八戸直栄（元亀二年（一五七一）生まれ）のことである。天正十六年十二月、十八歳になつた直栄は、南部信直から同年十二月吉日付で元服書を与えられ、幼名をやめて、仮名を「彦次郎」、実名を「直栄」と名乗つた。⁽²⁰⁾ 没年は、七年後の文禄四年（一五九五）八月である。このため、「次郎」を記す十二月から翌年六月までのNo.1～10は、天正十六年から文禄四年までのものとなる。また、

すでにNo.9と同一年代であることを確認した六月六日付の南慶儀書状

(B)は、「此さかひ不調^候てハ、津輕之儀、於末代^相^{（庶）}あひすたるへく候哉」「七戸^{（境）}へ鍛炮御合^力之由承候^而、可然存候」と、津輕での戦闘を記している。

天正十六年十一月から文禄四年八月にかけて、津輕で起つた戦闘は、小田原参陣と奥羽仕置が行われた天正十八年以後は考えられず、天正十七年八月二十日付の前田利家書状に記された同年春以来の「津輕及行^{（行）}」、つまり大浦（津輕氏）為信の挙兵しか考えられない。No.4の日付が、春の三月十七日であることもこれを確かなものにし、「陣立」とは津輕への出陣のことであろう。以上のことから、十二月付のNo.1・No.2は天正十六年十二月、三月から六月までのNo.3～10は天正十七年に年代比定される。

二 天正十七年七月～同年十月の書状

本章では、No.11～17の七通の書状の年代比定を行う。キーワードは、「先度參候」と「百官」（『職原抄』）の二つである。

七月十九日付のNo.11は宛所を欠くが、「此等之趣御披露」の披露文言が記されているため、八戸次郎宛である。「先度參候^而、種々御懇切共難申尽候、罷帰候」と、俊恕が根城の次郎のもとを訪問し、その後帰宅したことが記されている。また、「百官^をも早々写候^而可申候」と、早々に「百官」を筆写して送り届ける旨を伝えている。

七月十九日付のNo.12は、No.11と同日付である」と、「先度ハ參候処^{（八戸）}、二郎殿様之御事ハ不申及、貴所始^而懸御目候^而、色々緩急申候」がNo.11と

同じく根城訪問のことを記していること、そして「自是明後日之時分、（中略）一書申上へきと存候へハ、応^{（應）}預御音信候、中／＼過分之至^{（應）}候」がNo.11の「明後日之時分、自是可申上と存候へハ、応^{（應）}預御書候、中／＼過分千万^ニ奉存候」とほぼ同文である」と、以上の点からNo.11の関連文書である。宛所を欠くが、次郎宛の直札No.11の文末に「委細一右衛門殿へ申候条、不能詳候」と記されているため、近習一右衛門宛の披露状である。

七月二十七日付の八戸次郎宛No.13は、「愚にて久^{（庶）}こらへ候て、蒙御芳志候」と記している。俊恕書状に頻出する「こちらへ」の語意は「逗留・滞在」であるため、No.11・No.12と同様、俊恕が八戸次郎のもとを訪問したことなどがわかる。また、「百官之写本をハ、先々指置申候、写申候」と、「百官」の筆写が未了であることを記しているが、これはNo.11にも記されていた「百官」の筆写と関連することは明らかである。

七月二十七日付の一右衛門宛No.14は、No.13と同日付である。また、「先度罷帰^{（預）}預御送候」と俊恕が根城訪問後に帰宅したことや、「百官写候^{（申）}候」と「百官」の筆写のことを記している。そして、「懷紙先日申候つる、雨降候キ、いかく届申候哉、無御心元存候」が、No.13の「懷紙ハ（中略）其日雨降候間、若又ぬれ申候哉、無御心元存候」とほぼ同じ文言である。以上から、本書状は、「委ハ一右衛門殿へ申披候間、不能具候」と記す次郎宛の直札No.13の披露状である。

七月二十七日付の筑前守宛No.15は、No.13・No.14と同日付で、「先度ハ久々^{（庶）}へ候て、種々御造作^{（罷成）}候」と、俊恕の根城訪問を記している。また、「預候御馬、某乗合^ニ候て、一段秘藏仕候」が、No.14の「預候

御馬、愚老乗合^(俊忠)候」とほぼ同じ文言であることから、No.13・No.14の関連文書である。ただし、次郎宛直札No.13の「委ハ一右衛門殿へ申披候間、不能具候」の一文から、近習一右衛門が次郎の奏者であることは明確であるのに対し、筑前守はその地位ではない。これについて、七月十九日付の一右衛門宛の披露状No.12で、「東禅寺様^(来尊)・中館殿^(政忠)、其外筑前殿へ一書申上へく候へとも、自是音信申へく候」と、諸氏に対し後日書状を発信することが記されているが、その中に「筑前殿」が記されている。また、その後に発給された一右衛門宛No.14では、「東禅寺御陰居様^(来尊)」と、その八日後に発給された一右衛門宛No.14では、「東禅寺御陰居様^(来尊)」と、諸事緩急申候由申度候、御申候而可預候、(中略)皆々御懇残多候、諸事緩急申候由申度候」と、実際に東禅寺らに書状が発せられていた。その多数の書状は、近習の一右衛門のもとに一括して送られた後、各宛所のもとへ個別に渡されたと判断されるが、そのうちの一通が筑前守宛のNo.15であつたことは確実であろう。天文期頃作成の「御家御作法之事」(『三翁昔語後編』収録)には、八戸家の家政を担当する「御内五人老」の一人として八戸の二日市を所領とする「三上筑前」が記されているが、この「三上筑前」は筑前守本人かその父祖とみなされる。No.15は、筑前守の地位・身分にふさわしく政治的内容を記しているため、八戸家側の事情で同家の手元に留め置かれたものと判断される。

菊月(九月)二十六日付のNo.16は、宛所を欠いているが、「此等之趣御披露」の披露文言から、八戸次郎宛である。「百官早々返可申上候處^(二)、紛事共候て写不申候キ、今訖指置申候事」と、「百官」の筆写未了の文言があるため、No.11以下と一連のものである。

十月九日付のNo.17も宛所を欠くが、「此等之趣御披露」の披露文言か

ら、八戸次郎宛である。「先日、百官態可申と存候處^(二)、弥一郎殿より名久井使^(二)罷越候者^(二)謀候^(二)申候」と、筆写が完了した「百官」を次郎へ送り届けた旨を記しており、No.11以下と一連のものである。

以上から、No.11～17の七通は一連の文書で、同一年代であることは確實である。それでは、年代は何年であろうか。年代比定の第一の手がかりは、俊恕の根城訪問である。前章で明らかにしたように、天正十六年九月以来の俊恕の長い「煩」は、翌十七年六月一日付No.9には「何様應而參候」と、近々の根城訪問を伝えるほどまでに快復した。しかし、同六月十七日付のNo.10では、「今月中^(二)と存候へハ、(中略)無其儀候、(中略)如何様參候」と、六月中旬に予定していた根城訪問は実現せず、翌七月の訪問が暗に示されていた。七月十九日付のNo.11では「先度參候」と根城訪問が実現したこと記しているが、その訪問日は盆(七月十五日)中を外した七月上旬と考えられる。No.10にNo.11以下が続くものと判断されるため、天正十七年に年代比定が可能である。

第二の手がかりは、七月二十七日付のNo.15にある「新田殿御雜談之儀、罷帰候^(二)、大輔殿父子^(二)致披露候」の一文である。同日付のNo.14によれば、俊恕は八戸次郎から預かつた馬で「名久井・此間細々出入^(二)乘申候」と、根城からの帰宅直後に目時村の自邸と名久井、つまり東氏の居城である名久井城との間を往来したと記しているが、その時に雑談をした相手が東家の「大輔殿父子」であった。『参考諸家系図』『系胤譜考』によれば、八戸直栄が元服して「次郎(彦次郎)」を称した天正十六年十二月からその没年の文禄四年までの東家の家督は、政勝→重康→正永(のち直義)の三代にあたる。東政勝の没年は、『系胤譜考』では天正十八年十

月四日、『参考諸家系図』では天正八年四月または同十八年十月四日であるが、天正十七年九月二日付で「民部大輔」を官途名とする東政勝の書状が確認されるため、その翌年の天正十八年十月四日が正しい没年と見なされる。その嫡子重康（「中務尉」）の没年は、『系胤譜考』では天正八年八月二十七日、『参考諸家系図』では天正八年八月二十七日または同十八年八月二十七日とされている。しかし、天正二十年（文禄元年）六月十一日付の「奥州南部大膳大夫分国之内諸城破却書立有之事」によれば、東家当主は「^(東)南部中務」で、中務の肥前名護屋参陣中に留守を預かつたのが嫡子（^(南)東彦七郎正永）であるため、東中務（重康）は文禄元年六月まで存命であつたことが確認される。この文禄元年までの東氏の系譜を踏まえると、No.15に記される「大輔」とは、「民部大輔」を官途名とする東政勝のことと、「大輔殿父子」とは政勝とその嫡子重康と考えて間違いない。これに俊恕書状が天正十六年十二月以降のものであることを合わせ考えると、七月二十七日付のNo.15は、政勝没年の天正十八年十月四日以前の同十七年七月か同十八年七月となる。ただし、八戸次郎は、天正十八年七月六日に南部信直と同道して小田原の豊臣秀吉に出仕しているため、No.15と一緒にものであるNo.11の七月十九日当時、在国は考えられない。このことから、天正十八年は外れ、天正十七年に年代比定される。

以上、二つの手がかりから、No.11～17の七通は、天正十七年に年代比定される。

なお、ここで、俊恕書状の宛所である「八戸次郎」の実名を明らかにしておきたい。十六世紀後半頃、八戸家で「次郎（彦次郎）」を仮名と

する当主は、政栄かその嫡子直栄である。天正十六年十二月二十六日付のNo.2によれば、「次郎殿様」のほかに「大殿様」なる人物も記されているが、「大殿様」を「殿様」を引退、隠居した人物とすれば、八戸勝義没後に家督を継いだ政栄が「大殿様」で、政栄が生前に隠居して家督を譲った八戸直栄が「次郎殿様」となる。しかし、『三翁昔語』によれば、直栄が政栄から家督を譲られた年代は文禄元年正月とされており、天正十六年十二月にすでに「殿様」と称されていたことと齟齬を生じることになる。この疑問に対しても、前章で検討した次の同日付（天正十七年七月二十七日）の俊恕書状二通（部分）の比較から答えが導き出される。

〈No.13〉 ^(俊恕)愚にて久々こらへ候て蒙御芳志候間、一書可申上候と存候處^ニ、書物共相調候^リ、早々可申上と存候^リ、令遲延候、本意之外^ニ存候、

〈No.15〉 先度ハ久々こらへ候て、種々御造作^ニ罷成候、（中略）御館之書物共相調候^リ可申と存候^リ、令遲延候、本意之外存候、

No.13は、八戸次郎へ贈呈するための「書物」を調整していたため、根城逗留の御札が遅れてしまつたことを、直札で直接次郎に陳謝した一文である。一方、No.15は、筑前守に対する同内容の一文であるが、八戸次郎への直札ではないため、調整した「書物」の贈呈先が間接的に記され、それが「御館」とされている。この場合の「御館」とは、城館の意ではなく、八戸次郎として読み取らねばならない⁽²⁸⁾。その尚々書に、「返々申上候、御館へ申上候、御心得憑入候」と記されているが、ここでの「御館」もやはり城館ではなく、俊恕の意思を伝達される一人格としなけれ

ばならない。天正十七年時、八戸家の家督、つまり「御館」は八戸彦次郎直栄で、「大殿様」とは父の八戸政栄であった。

なお、天正十六年極月二十六日付のNo.1・No.2では、次郎とその近習一右衛門が俊恕に贈与した歳末の節物を「年々之御扶持」と記している。次郎は俊恕に対し、歳末の節物を天正十六年以前からすでに毎年贈与しているため、その家督就任は元服した天正十六年より前と判断される。

『信直記』⁽²⁹⁾は、南部信直を家督に決める際（天正九年）の評定において、「八戸弾正ハ未幼少」で判断力がなかつたと記しており、次郎は天正九年の十一歳の時点すでに家督を継承していた可能性がある。ただし、前章で確認した天正十七年六月の南慶儀書状（A・B）の宛所で、八戸政栄は「八戸殿」と記されているため、直栄はいまだ政務に関与せず、隠居の政栄が政務を代行し、実権を掌握し続けていたと考えられる。

三 天正十八年二月～同年五月の書状

本章では、No.18～24の七通の書状の年代比定を行う。キーワードは、ここでも「宗加」である。

二月十二日付の八戸次郎宛No.18は、「宗加、旧冬より春まで被申候御発句共、承度迄候」「宗加(堪)へられ候付而、日夜之御連哥御稽古之由、承及候」と、宗加の根城滞在を記している。前述したように、宗加は天正十七年五月上旬頃に根城に下着し、同月下旬には根城を発つて六月一日に南慶儀の浅水城で連歌会を開き、六月二日頃から初冬の十月頃まで三戸に滞在していたと推定される。その後、冬期のうちに再び根城に

戻つて越年し、本史料の天正十八年二月十二日まで同城に滞在していたと判断される。

卯月（四月）八日付のNo.19は、宛所を欠くが、八戸次郎宛の書状にしか記されない「蒙仰候」や厚礼な書止文言「恐惶謹言」を用いているため、次郎宛と判断される。「宗加未被罷帰候、早々遂面談度存ハカリニ候」と、四月時点で宗加は根城に滞在しているため、No.18と同様、天正十八年に年代比定される。なお、「昨日御光儀候ニ愚老不似合御雜談共申候つる」と記されているため、次郎は前日の四月七日に俊恕のもとを訪問したことがわかり、俊恕はその自身の滞在場所を「愚宿」と表現している。また、俊恕は本書状で次郎から「今朝参候へ」と指示されたのに対して、同日のうちに「晩にハ早々可参候」と返答している。以上のことから、俊恕は、四月七日にはすでに八戸に居り、次郎が根城本丸の近くに用意した宿に滞在していたと判断される。二月十二日付のNo.18で「來月ハ致參上、万々可申上候」と報じているため、八戸到着は三月末の可能性がある。

No.20は、宛所を欠くが、書止文言が八戸次郎宛にしか用いられない厚礼な「恐々敬白」であるため、八戸次郎宛と判断される。尚々書に「一右衛門殿ニ御伝語候間、可參と存候」と記し、近習一右衛門宛でないことをこれで確実にしている。本書状は、発給日を「則時」と記し、具体的な日付を記していないが、「宗加又發煩被申候、侘言ニ存候」と記しているため、宗加の根城下向時のものである。卯月八日付のNo.19によれば、次郎は根城本丸近辺の宿に滞在中の俊恕に対し、同日の朝に根城（おそらく本丸）に参上するよう伝えていたが、本書状No.20では「如御意昨日

御座不及覺悟候處（堪）、（堪）「こらへ候て致迷惑候」と記し、次郎の指示により前日根城を訪問したと記している。また、No.19は、「御陰居坊（語）御伝語御申候、今日御越候（語）、御物（語）かたりあるへく候よし御申候」と、根城の一郭東善寺館に居住する「陰居坊」（東善寺来尊）が、四月八日に俊恕の宿を訪問する予定であった。これに対しNo.20は、「御陰居様（語）へ御伝語、則令披露候、畏入候よし御申候」と、俊恕は次郎からの伝言を東善寺來尊に伝達し、これを來尊が「則時」に聞いたとしているため、來尊は俊恕のところに滞在していたことがわかる。以上のことから、No.20はNo.19の翌日、つまり天正十八年四月九日付の書状と判断される。文頭の「只今之御札」「只今可參候」や「則時」という表現は、遠隔地間ではなく、八戸領内での書状の往来に照應したものであった。

No.21は、日付だけでなく宛所も欠くが、「此等之趣御披露」の披露文言から八戸次郎宛である。No.20と全く同じく「則時」「只今可參候」を記しているため、俊恕が八戸に滞在した天正十八年四月頃に推定される。八戸次郎宛No.22も、「則時」としか記していないが、「宗加（堪）もこらへられ候」とあるため、宗加が八戸滞在中のものである。「今日御（暇）いとま可申と申候へハ、頻ニ御トめ候キ、相任御意（堪）へ申候、明日ハ早々可罷帰候」と、俊恕は訪問先の八戸からこの日に帰宅する予定であったが、次郎の強い慰留により八戸に留まり、翌日に帰宅を延期している。奥ウワ書に記す「自是」の「是」とは、滯在中の八戸とみて間違いない。俊恕の根城到着は天正十八年三月末頃で、次に述べるNo.23から同卯月二十三日に帰洛が確認されるため、本書は同四月中旬と判断される。

卯月（四月）二十三日付の一右衛門宛No.23は、「二郎殿様より書物之

儀付（中略）、（中略）安御用ニ候之間、写候而可申上候」の一文が、天正十八年卯月八日付No.19の「書物之事、蒙仰候、何御用成共承候者、可任御意候」との関連性を示す。また、「伊勢物語疎注にハ五十七・八枚入可申候」の一文に記される『伊勢物語』疎注は、天正十八年二月十二日付のNo.18に「伊勢物語可有御相伝之由承候、はや御伝授候哉」と記される宗加の『伊勢物語』伝授に関するものと判断されるため、天正十八年に年代比定される。なお、卯月八日付のNo.19までは宗加のことが記されていて、本書状では一切記されていない。No.19に「宗加未被寵帰候」と、帰洛が近いことを示す一文が記されているため、宗加は四月八日から同二十三日の間に、京への帰途についたと推定される。

五月十九日付のNo.24は、宛所を欠くが、「此等之趣御披露」の披露文言がなく、一右衛門宛に用いられる「能様ニ御披露頼入候」の披露文言から、一右衛門宛と判断される。年代は、花押B型が天正十七年六月十七日～同十九年六月十六日の間に確認されること、また「御連歌御稽古候、御浦山敷存候」の一文が、天正十八年卯月二十三日付No.23の「御連歌之思遣申候（語）、御浦山敷候」とほぼ同じ文言であるため、天正十八年に年代比定される。

以上のことから、二月～五月のNo.18～24の七通の書状は、天正十八年に年代比定される。

四 天正十八年十二月の書状

本章では、No.25・No.26の二通の書状の年代比定を行う。キーワードは、

「何様春ハ参候」である。

極月（十二月）九日付の一右衛門宛No.25は、八戸次郎からの茶・海草の贈与に対する礼状（「御返事」）で、「三戸より」発せられている。「委可申述候へ共、御使急候キ」とあるため、返書である本史料は、一右衛門が俊恕のもとへ派遣した「使」が八戸へ帰ることで、一右衛門へもたらされた。なお、「何様春ハ参候^而、諸事可申上候」と、春の根城訪問予定を記している。

極月（十二月）二十二日付の八戸次郎宛No.26は、「何様春ハ参候^而、御恐可申上候」と、No.25とほぼ同文で春の根城訪問予定を記している。なお、これより以前に次郎から贈与された「扶持」について、「其折節三戸へ罷越候^而、従途中早々御返事申上候」と、三戸へ向かう途中で礼状（「御返事」）を発したと報じているが、この「御返事」とは、脇付に「御返事」と記され、「三戸より」発したNo.25とみて間違いない。

それでは、極月付のNo.25・No.26の年代は何年であろうか。結論を先に述べれば、天正十八年に年代比定される。理由の第一は、「何様春ハ参候」という根城訪問予定の伝達が、後述するように「春中^ニ早々致参上」す予定であったが訪問できなかつたと記す天正十九年卯月二十日付のNo.27との関連性を示していること。第二に、根城不参の理由について、No.26では「殊之外雪積候^而、万々無手透候キ」としているが、これも後述する天正十九年五月六日付のNo.28で「殊之外深雪ゆ^ヘ、其儀なく候」とほぼ同じ表現をとっていること。そして第三に、天正十七年・同十九年および文禄元年以降の書状発給が考えられないことである。それは、前述した天正十六年極月（十二月）二十六日付のNo.1・No.2によれば、

俊恕は「煩」により天正十六年九月から十二月一十六日まで筆を執る」とができなかつたと記しており、この間に筆記された極月（十二月）九日付No.25と極月（十二月）二十二日付No.26が、天正十七年とはなり得ないからである。また、No.25とNo.26の間、俊恕は八戸次郎に対し書状を發していなかつたが、後述する天正十九年極月（十二月）十七日付No.33と翌十八日付No.34は、このNo.24とNo.25の間のものであるため、天正十九年も外れる。さらに、No.25・No.26の俊恕の花押はB型であるが、天正十九年極月十七日にはF型に変更されているため、文禄元年以後も外れる」とになる。以上のことから、No.25・No.26は天正十八年に年代比定される。

五 天正十九年四月～六月の書状

本章では、No.27～32の六通の書状の年代比定を行う。キーワードは、「弓矢」「籠城」「乱逆」である。

卯月（四月）二十日付の八戸次郎宛No.27は、「旧冬長々御音信蒙仰候」「春中^ニ早々致参上、万端可申上と存候処^ニ、以之外噪候^ニ付^而、致延慮候^ヘ、結句致籠城、路次不通之条、乍存知罷過候」と記している。俊恕は前年の冬以来、八戸次郎との間で音信が途絶えていたため、春に参上して年始の御礼を述べようとしたところ、存外の「噪」とこれに起因する「籠城」「路次不通」により訪問出来なかつた。また「御弓矢にハとんちやくいたさす候間、路次能候者、一夜かへりにも参へく候」と、「弓矢」ではあるが、通行可能になつたならば日帰りでも訪問すると述べている。「少も途中之儀、相静候者、参候」と記されるよう、「噪」

は「静^{レバ}」の対義語であり、「噪」しい状況とは、「弓矢」（戦争）を意味する。

五月六日付の八戸次郎宛No.28は、「旧冬以来、無音罷過候、正月中以□可申上と存候処^ミ、殊之外深雪ゆへ、其儀なく候、其後も万々相紛事共候^ハ、今訖令遲延候」、「此頃可參と存候つれ共、御物云共御座候時分候之間、徒罷過候」と、「深雪」と「紛事」「物云」により、俊恕は根城を訪問できなかつたと記している。俊恕書状に記される「紛事」と「物云」の語意は戦争とみなされるため、春以来の根城不參と「弓矢」のことを記すNo.27と一連のものと見なされる。「さて／＼御手跡あかり申へく候」が、No.27の「さそ／＼御手跡あかり申へく候」とほぼ全く同じ文言であることも、これを確實にする。

五月十四日付の八戸次郎宛No.29は、「先日捧愚札候処^ミ、御懇之御返事蒙仰候、（中略）御手跡殊之外あからせられ候、可然奉存候」と、「御手跡」が上達したことを記している。No.27では「さそ／＼御手跡あかり申へく候、見申度」、またNo.28でも「さて／＼御手跡あかり申へく候、當年見申さす候、御返事待たてまつり候」と、俊恕は次郎の「御手跡」の上達ぶりを確認したいため、返書（「御返事」）を要望していたが、その返書が本史料No.29である「御懇之御返事」であることは明らかである。

六月十六日付の八戸次郎宛No.30は、「徒春中乱逆故、不參申候」「籠城ゆへ徒罷過候」と、「乱逆」「籠城」による春以来の根城不參を記している。また、「珍敷卷物書候^ハ指置候へ共、持參可申と存候」が、No.28の「正月十一日^ニ写候^ハ指置候書札之礼卷物一局申上候」と同内容を記しているため、No.27以下と一連のものである。

六月十六日付の一右衛門宛No.31は、No.30と同日付であること、また、「春中^ニ可參と存候処^ミ、御弓矢ゆへ、徒罷過候」「年之上籠城之氣使」と、これも「弓矢」「籠城」による春以来の根城不參を記しているため、八戸次郎宛の直札No.30の披露状である。

六月二十三日付の八戸次郎宛No.32は、「来月末之頃ハ、縦御弓矢候共可參候」と、「弓矢」のため来月（七月）の根城訪問予定を記している。これは、同じ六月付のNo.30・No.31の「来月末之時分參候」「来月末にハ参候」と同じ内容である。さらに、「卷物写候て指置候」が、No.28の「写候^ハ指置候書札之礼卷物一局」、No.30の「珍敷卷物書候^ハ指置候」と関連するため、No.27以下と一連のものである。

以上、卯月から六月までのNo.27～32の六通が一連のもので、同一年代であることを確認した。それでは、年代は何年であろうか。直榮の元服年から没年の間（天正十六年十二月～文禄四年八月）、「春中」から起つた南部領内の戦争（「弓矢」）は、天正十七年三月に津軽で起つた大浦為信の挙兵と、「当春も同名共二・三人令逆心」^{〔天正十九年〕}と記された天正十九年春以来の九戸政実の一揆しかない。しかし、すでにNo.1～10の「陣」が天正十七年の大浦為信の挙兵であることを確認しており、これと内容やキーワードが全く重複しないNo.27～32の戦争とは、九戸一揆としなければならない。「籠城」が三戸の目時村周辺の「弓矢」によるものであり、遠方の津軽とは何ら関係がないこともこれを確實にしている。No.27～32の六通は、九戸一揆がもつとも激しかった天正十九年四～六月に年代比定される。

六 天正十九年極月の書状

本章では、No. 33・No. 34の二通の書状の年代比定を行う。

極月（十二月）十七日付の八戸次郎宛No.33は、「夏中^ニ可參覺悟^ニ候處^ニ、途中^ニ御造作之儀共候^而、路次閑^ニ候者、參上可申候と存候」と記す。俊恕は、「夏中」に根城を訪問する予定であつたが、「途中」の「造作」によりかなわず、「路次」が「閑」になつたら参上すると記している。この「閑」とは、すでに確認したNo.27の「静」と同義語で、その対義語である「造作」（面倒なこと）とは、戦争の意であろう。

極月（十二月）十八日付の八戸次郎宛No.34は、「明春ハ早々參候^而、御札可申上候」と、No.33の「春ハ參候^而、萬々可申上候」と同じ内容を記し、また「当年条々無沙汰申候」もNo.33の「当年萬端無沙汰申候」とほぼ同文であるため、No.33の翌日のあるため、No.33の翌日である。

それでは、No.33・No.34の年代は何年であろうか。第一の手がかりは、俊恕の花押である。俊恕の花押は、天正十六年十二月～同十七年四月がA型で、天正十七年六月～同十九年六月は一部例外を除きB型であるため、F型のNo.33・No.34はそれ以降の発給となる。第二の手がかりは、No.33に記されている「夏中」の「御造作」（戦争）である。天正十六年十二月～文禄四年八月の間の領内の戦争とは、天正十七年春に起つた大浦為信の挙兵か、同十九年春から同九月四日までの九戸一揆しかない。ただし、No.33には、「当年萬端無沙汰申候」「当年ハ參間敷候キ」と、こ

の一年間、根城を訪問できなかつたことを記しているが、俊恕は天正十七年の七月上旬頃に根城を訪問しているため、天正十七年は外れること

になる。つまりNo.33の「御造作」とは九戸一揆を指し、天正十九年に年代比定されることになる。No.32の天正十九年六月下旬から、No.33の同極月（十二月）中旬までの半年間、俊恕書状は一通も現存しないが、九戸一揆の影響と判断される。

なお、No.34以後、俊恕書状は現在しない。俊恕は長く「煩」が続き、また天正十八～十九年の書状で自らを「老躰」「愚老」などと記しているため、同十九年十二月からまもなくして没した可能性がある。

まとめ

不染斎俊恕が発給した書状は、三十四通である。このうち、二十四通が八戸次郎直栄宛で、九通が次郎の「近習」一右衛門宛であった。^{〔34〕}期間は、天正十六年十二月～同十九年十一月までの三年間である。この時期、元服まもない直栄には、その年齢と家督という地位に相応しい高い教養が求められ、これに応じて直栄の指導にあたつたのが俊恕であつた。俊恕は、書状の往復、歌書・書札礼・「百官」などの写本の贈呈、根城訪問などを通じ指導を行つていた。ただし、こうした文化的な贈みは平和のなかで行われていたわけではない。天正十七年には津軽で大浦為信が挙兵し、同十九年には奥羽仕置に抵抗する九戸一揆（「乱逆」「弓矢」）があり、長期の「籠城」や路次不通により文化的な交流が遮断されることもあつた。

しかし、書状からは、こうした戦国末期・豊臣政権期の領内での戦争のなかでも、南部領内に住む領主間の文化的な交流に大きく貢献した俊恕

の姿を確認することが可能である。当該期の主要史料が南部信直文書であること念頭において、俊恕書状が有する史料的価値の高さを認めるところは容易であろう。本稿で年代比定された俊恕書状をもとに、当該期の南部氏研究がさらに進展していくことを期待する。

註

- (1) 『新編八戸市史』(中世資料編、八戸市、二〇一四年)刊行時、南部信直文書は一二八通確認されており、同書にその信直文書全点が収録された(第三章、筆者執筆担当)。その後、慶長二年卯月晦日付の南部信直黒印状一通を『久慈市史』(第二巻、通史近世、口絵写真)で確認することことができた(滝尻侑貴氏のご教示による)。また、同書状の様式から、從来信直文書としての断定を保留にしてきた『岩手県戦国期文書II』(岩手県教育委員会、一九八七年)所収の一三七・慶長三年七月二十四日・南部信直黒印状写も信直文書と認めることができた。現在確認できる南部信直文書はこの二通を含め、一四〇通である。
- (2) 近代以降における南部家文書の調査履歴については、『青森県史』(資料編 中世1 南部氏関係資料、青森県、二〇〇四年、以下『青森県史』中世1と略記)の「八戸(遠野)南部家文書」解題(斎藤利男氏執筆)三五二~三六三頁による。
- (3) 『岩手県中世文書』(上巻、国書刊行会、一九六〇年)の凡例には、「昭和十四年吉野顕彰会が調査してから二十一年目(昭和三十四年)^(一)九五九)一筆写注」に東京都東郷寺の南部家文書の原本調査が行われたと記されている。また、『岩手県中世文書』(中巻)所収の俊恕書状の註釈には、「俊恕から八戸二郎、八戸一右衛門に宛てた書簡は今度初めて南部家文書調査によつて発見されたものである。^(二)」(九一頁)と明記さ
- (4) 前掲『岩手県中世文書』(中巻)三一九。本史料は、同書三一一〇の重複史料である。
- (5) 前掲『岩手県中世文書』(中巻)一八五。
- (6) 前掲『岩手県中世文書』(中巻)三〇八。
- (7) 前掲『岩手県中世文書』(中巻)三二一。
- (8) 『青森県史』(中世1)において俊恕書状は、一八七~二二九のうちに三十四通収録されている(解説は斎藤利男氏、三五七~三五八頁)。なお、一〇〇七~一〇〇九年に行われた南部光徹氏所蔵文書の調査において、三十四通のほかに、一右衛門宛封紙片が一点、八戸次郎宛封紙片が二点、合計三点の封紙片が確認された(若松啓文「俊恕書状雑考」(斎藤利男『南部光徹氏所蔵「遠野南部家文書」の調査・研究』平成19年度~平成21年度科学的研究費補助金 研究基盤9320101(B)研究成果報告書、二〇一〇年、以下『斎藤科研報告書』と略す)一三三頁・一三八頁)。なお、若松氏が推測しているように、この三点の封紙片は俊恕書状三十四通を本紙とするものの一部と推定されるため、本稿では俊恕書状の総点数に合算していない。
- (9) 遠藤巖「南部家と高野山遍照光院」(前掲『斎藤科研報告書』)、綿拔豊昭「連歌とは何か」(講談社、二〇〇六年、一七九~一八五頁)、同『戦国武将と連歌師』(平凡社、二〇一四年、八~九頁)。
- (10) 俊恕の人物像について、遠藤巖氏は「三戸目時薬師寺在住の南部家相談役」(前掲「南部家と高野山遍照光院」一~八頁)とされ、若松啓文氏は目時に所在した峯の薬師堂にかかわる「僧体」の「宗教者」と推定されている(前掲「俊恕書状雑考」一三八~一三九頁)。目時薬師堂との関わりは史料的裏付けはないが、両氏が説かれるように俊恕は宗教者としての性格を備えていた可能性がある。

れている。

(11) 本稿の年代比定と比較して、『青森県史』(中世1)は十九通、『新編八戸市史』(中世資料編)は十七通が相違している。なお、『新編八戸市史』(中世資料編)は筆写の担当部分であったが、脱稿時までに厳密な年代比定をなし得なかつた。本稿において、正確な年代比定を試みたい。

(12) 本稿で引用する俊恕書状は、すべて『新編八戸市史』(中世資料編)四四四～四七七による。ただし、旧字体はほぼ常用漢字に改め、闕字・平出は文字を詰めて翻刻した。また、同書所収の写真版により、改めて校訂を行つた。

(13) 俊恕の花押について、『青森県史』(中世1「花押・印章等一覧」)ではI～V型の五つに分類し、年代順に配列している。本稿では、同書のV型をA型、IV型をB型、II型をC型、III型をD型、I型をF型とするとともに、同書でB型とされたNo.32の花押がB型とは若干形状が違つため、これをE型とした。

(14) 古文書学では一般的に、発給者本人が差出所として出す文書を「直札」というが(佐藤進一『古文書学入門』一九七一年、法政大学出版局、一二一頁・一七〇頁)、『細川書札礼抄』『大館常興書札抄』(ともに『群書類從』第六輯、経済雑誌社、一八九三年)、『貞丈雑記』3(平凡社、一九八五年)、『大諸礼集』1(平凡社、一九九三年)では、宛所本人名宛の文書を「直札」、摶家など貴人への敬意からその家臣宛で出された文書を「披露状」(付状)と称している。本稿では、「直札」および「披露状」について、『細川書札礼抄』以下の語意を用いることとする。

(15) 前掲『斎藤科研報告書』所収の二八「連歌師宗加選句付墨状写」、『新編八戸市史』(中世資料編)系図・由緒書)七一一。

(16) 宗加については、『青森県史』(中世1)では「連歌師」(三五八頁)、前掲綿抜氏『戦国武将と連歌師』(八九頁)では「紹巴ファミリーの一人」で「廻国する連歌師」、そして島津忠夫氏は「連歌師」としつつ

「ほとんど京洛の連歌に参加」せず、「年次不明の瓢箪厨子紹庵における和漢連歌(発句「叫落鶴枝月」)。叢山文庫『和漢漢和』に、十一句よんでいる宗加が見えるのみである」とされている(『島津忠夫著作集第十五集』和泉書院、二〇〇九年、五四頁)。

(17) 『新編八戸市史』(中世資料編)四八六。なお、『参考諸家系図』(岩手

県立図書館所蔵)および『系胤譜考』(もりおか歴史文化館所蔵)によれば、天正末期の南家の当主は弾正少弼盛義(または盛秀)で、「慶儀」なる人物は出てこない。しかし、盛義・慶儀ともに官途名が同じ「弾正少弼」であり、また「盛」と「慶」の草書体が近似しているため、「慶儀」は系譜作成過程で「盛義」に誤写されたと推定される。

(18) 『新編八戸市史』(中世資料編)四八七。

(19) 『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年、三七九頁)によれば、「Magurauxi」マギラワシイ(紛らはしい)混乱した、ごたごたした(こと)としている。また、同書二六頁では、「Ginadachi. チンダチ(陣立ち) 戰争へ行くこと、すなわち、出陣すること」とし、「陣」を「戰争」と訳している。「紛敷」はその文脈により語釈はいくつも考えられるが、No.10の文脈と「陣」の語意から、「戰争」と解釈した。

(20) 『新編八戸市史』(中世資料編)四七八・天正十六年十二月吉日・南部信直元服書。なお、元服を機に、直栄が仮名「彦次郎」を称したこと初めて指摘したのは『青森県史』(中世1、三五七頁)である。

(21) 信直が書状で嫡子彦九郎利直を「九郎」と記し、南慶儀が東政勝の子彦八郎を「八郎」と記したように、戦国期・近世初頭の南部領内では「九郎」「八郎」などの輩行名に付く「彦」を省略して呼称する慣習があつたとみられる。これを前提にすれば、若年時に「九郎」と称された南部信直の仮名も、「彦九郎」であったと考えられる。

(22) 天正十七年八月二十日・前田利家書状(『新編八戸市史』中世資料

(編) 四九三)。

- (23) 『青森県史』(中世1) 六七八、五九三頁。
- (24) 『新編八戸市史』(中世資料編) 四九六。
- (25) 『新編八戸市史』(中世資料編) 六一五。
- (26) 天正十八年七月七日・湊通季書状(『新編八戸市史』中世資料編、五一三)、『八戸家伝記』(同書五一六)、新田政箇『三翁昔語』(東京大学史料編纂所所蔵)。
- (27) 小井田幸哉『八戸根城と南部家文書』(八戸市、一九八六年、のち国書刊行会から一九八九年に復刊、三七一頁)、『青森県史』(中世1、三五七～三五八頁)、『新編八戸市史』(中世資料編、四四四～四七七)、前掲遠藤氏「南部家と高野山遍照光院」(一一八頁)、前掲若松氏「俊恕書状雜考」(一三三頁)等、從來の研究では根拠を示さないまま「八戸次郎」を八戸直栄としてきた。これは、『八戸家伝記』所載の「不染斎俊恕、所々寄^{スル}直栄^ニ之書二章」の一文がその論拠とみなされる。
- (28) 前掲若松氏「俊恕書状雜考」(一三八頁)では、「書状に『御館』『八戸様』と記されるのは大殿様である八戸政栄であろう」と「御館」を八戸政栄に比定されているが、本稿での分析から「御館」は直栄である。
- (29) 『青森県史』(中世1) 六八七頁。なお、南部信直の家督就任の年代は、近世の各記録ごとに諸説記されているが、本稿では天正九年説をとる
『新編八戸市史』中世資料編、一〇〇頁、『新編八戸市史』通史編I
原始・古代・中世、四一一頁参照)。
- (30) 前掲『邦訳 日葡辞書』(八三六頁)によれば、「Yumiya ユミヤ (弓矢) 戰爭」としている。
- (31) 前掲『邦訳 日葡辞書』(四二一頁)によれば、「Monoiyotoga aru.
(物言ひ事が有る) たとえば、一揆とか戦争とかなどの話がある、あるいは、噂が立つてゐる」としている。

(32) 『新編八戸市史』(中世資料編) 五三六)。

(33) 前掲『邦訳 日葡辞書』(八四四頁)では「Zosa ザウサ (造作)」の語意を「苦勞、出費、入費、など」とし、『日本国語大辞典』(小学館)では「面倒、厄介」としている。

(34) 一右衛門宛の披露状が、八戸家文書として伝来された理由は不明である。ただし、一右衛門は、八戸次郎の「近習」であったことから、一右衛門宛の披露状は八戸当主家の文書として扱われ、直栄の手元に留め置かれたと考えられる。

【付記】本稿執筆にあたり、平成二十七年六月に東北大学大学院文学研究科の柳原敏昭研究室で報告をさせていただきました。報告当日、柳原敏昭先生および同研究室の院生諸氏、また籠橋俊光先生・佐竹輝昭氏からは貴重な御教示をいただきました。記して感謝いたします。

(くまがい・りゆうじ 八戸工業大学第二高等学校教諭)

【表】不染斎俊恕書状一覧

No.	日付	差出所	署判	宛所	脇付	披露文言	書止文言	市史
1	(天正16年)臘月26日	俊恕	花押A	八戸 次郎殿様	御近習御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	474
2	(天正16年)極月26日	俊恕	略押	(一右衛門)	(欠損)	御次之時分、御披露所仰候	恐々謹言	475
3	(天正17年)3月17日	俊恕	花押A	八戸 次郎殿様	御近習中御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	476
4	(天正17年)3月17日	目時より 不染斎 俊恕	略押	八戸 一右衛門殿	御返事	御心得頼入計候	恐々謹言	477
5	(天正17年)卯月21日	俊恕	花押A	八戸 次郎殿様	御近習中	此等之趣御披露	恐惶謹言	448
6	(天正17年)卯月21日	自目時 不染斎 俊恕	判	八戸 一右衛門殿	御宿所	御次之時ハ、憑入候	恐々謹言	449
7	(天正17年)5月12日	俊恕	略押	八戸 次郎殿様	御近習中御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	451
8	(天正17年)5月14日	俊恕	略押	八戸次郎殿様	御近習中	此等之趣御披露	恐惶謹言	452
9	(天正17年)6月1日	俊恕	略押	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣御披露	恐々敬白	453
10	(天正17年)6月17日	俊恕	花押B	八戸 二郎殿様	御返事人々御中	此等之趣御披露	恐惶謹言	454
11	(天正17年)7月19日	俊恕	花押B	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣御披露所仰候	恐々敬白	456
12	(天正17年)7月19日	俊恕	花押B	(一右衛門)	(欠損)	能様ニ御披露頼入候	恐々謹言	457
13	(天正17年)7月27日	俊恕	花押B	八戸 次郎殿様	御近習中	此等之趣御披露	恐々敬白	461
14	(天正17年)7月27日	目時より 不染斎 俊恕	花押B	一右衛門殿	參	能様ニ御取成憑入候	恐々謹言	462
15	(天正17年)7月27日	目時より 不染斎 俊恕	花押B	八戸 筑前守殿	御宿所	—	恐々謹言	463
16	(天正17年)菊月26日	俊恕	花押B	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣御披露	恐々謹言	467
17	(天正17年)10月9日	俊恕	花押B	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣御披露	恐々謹言	468
18	(天正18年)2月12日	俊恕	花押C	八戸 二郎殿様	御近習中	此等之由御披露	恐々謹言	446
19	(天正18年)卯月8日	俊恕	略押	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣憑入候	恐惶謹言	447
20	(天正18年4月9日)則時	俊恕	判	(八戸次郎)	(欠損)	—	恐々敬白	458
21	(天正18年4月)則時	俊恕	略押	(八戸次郎)	(欠損)	此等之趣御披露	恐々謹言	460
22	(天正18年4月中旬)則時	自是 不染斎 俊恕	略押	二郎殿様	人々御返事	此等之趣御披露	恐々敬白	459
23	(天正18年)卯月23日	目時 不染斎 俊恕	判	八戸 一右衛門殿	御返事	御次之時ハ（中略）憑入候	恐々謹言	450
24	(天正18年)5月19日	俊恕	花押B	(一右衛門)	(欠損)	能様ニ御披露頼入候	恐々謹言	466
25	(天正18年)極月9日	三戸より 不染斎 俊恕	略押	八戸 一右衛門殿	御返事	御次之時ハ、御心得たのミ入候	恐々謹言	469
26	(天正18年)極月22日	俊恕	花押B	八戸 二郎殿様	人々御中	此等之趣御披露	恐々謹言	470
27	(天正19年)卯月20日	不染斎 俊恕	花押B	八戸 二郎殿様	御近習中	此等之趣御披露	恐々敬白	471
28	(天正19年)5月6日	俊恕	花押B	八戸 二郎殿様	人々御中	此等之趣御披露	恐々謹言	464
29	(天正19年)5月14日	不染斎 俊恕	花押B	八戸 二郎殿様	御返事	—	恐々謹言	465
30	(天正19年)6月16日	俊恕	花押D	八戸 次郎殿様	御近習中御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	472
31	(天正19年)6月16日	俊恕	花押B	一右衛門殿	御返事	御次之時ハ、御心得所仰候	恐々謹言	473
32	(天正19年)6月23日	俊恕	花押E	八戸 二郎殿様	御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	455
33	(天正19年)極月17日	俊恕	花押F	八戸 二郎殿様	人々御中	此等之趣御披露	恐々謹言	444
34	(天正19年)極月18日	俊恕	花押F	八戸 次郎殿様	御近習中御返事	此等之趣御披露	恐惶謹言	445

注1 『新編八戸市史』(中世資料編)の444~477により作成。表の「市史」の欄は、同書での番号である。

注2 宛所の欄の()は、欠損した宛所を推定したもの。